

鹿屋市スポーツ奨励金交付に関する注意事項

1 申請手続きについて

(1) 提出する書類は以下の書類となります。

ア 交付申請書

- スポーツ奨励金交付申請書
- 国際大会及び全国大会の内容が記載された開催要項等並びに結果を明らかにする書類
- 予選会、選考会等の経緯を記載した書類
- 鹿屋市に住民登録がない場合、鹿屋市内居住が確認できる、公共料金の支払領収証（写）等の書類

イ 口座振替支払依頼書

- 口座振替支払依頼書 **※日付は空欄でお願いします。**
- 通帳の写し

2 要綱について

(1) 要綱第2条第2号の「市内に所在する団体又は市内を活動の拠点とする団体」とは、所在地が市内にある団体または半数以上が市内に居住する者で構成される団体とする。

(2) 要綱第3条第1号の「全国大会」とは、日本スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する大会とする。

(3) 要綱第3条第1号、第2号について、次のいずれかに該当する場合は交付対象外とする。

- ア 出場校・参加資格等が限定される大会。（国立大学選手権など）
- イ 国民体育大会で他都道府県代表として出場した場合。
- ウ 個人種目による団体総合優勝の場合。
- エ 一定期間を継続して行われる大会等の日間優勝の場合。
- オ プロ選手として大会に出場した場合。